

## 町民広場内公共施設のあり方に係る検討について

### 1 町民広場内公共施設のあり方に係る検討について

第2回のあり方検討委員会では、2班に分かれてグループワーク形式で施設のあり方に係る意見等を出し合っていました。

第3回のあり方検討委員会では、第2回のあり方検討委員会で委員の皆様から出された意見を基にして、施設の大枠に係る方針を決定していただきます。

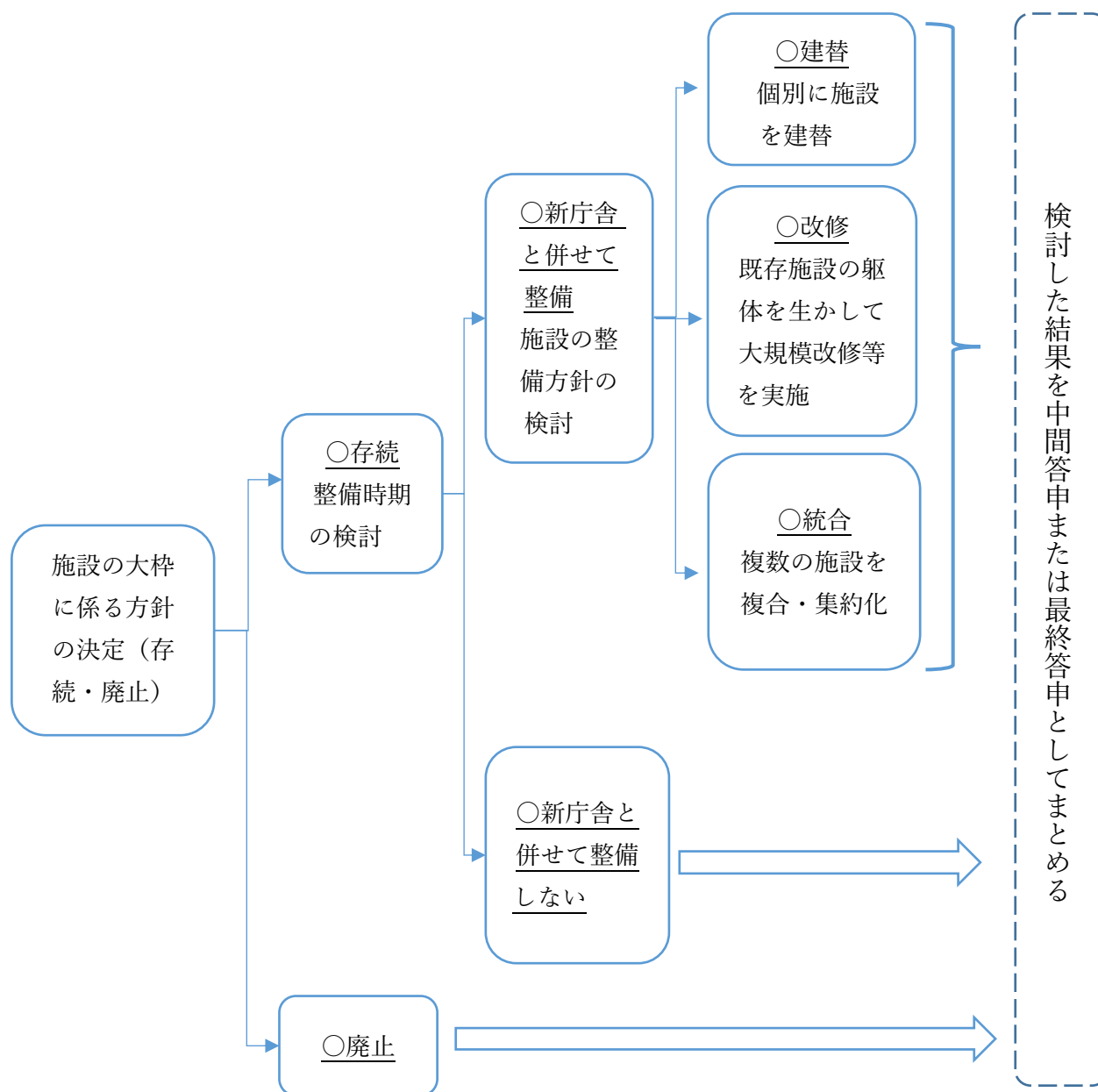
また、存続する方針となった施設については整備時期と整備方針に係る検討を行っていただきます。

なお、これらの検討結果を踏まえて、事務局が取りまとめた答申案を協議していただき、答申（中間・最終）の内容を決定していただきます。（図1参照）

#### 【検討のポイント】

- ・ 施設の存続・廃止（機能含）について
- ・ 整備時期（新庁舎に併せて整備とするか）について
- ・ 整備方針（建替・改修・統合）について

(図1) 検討に係る過程



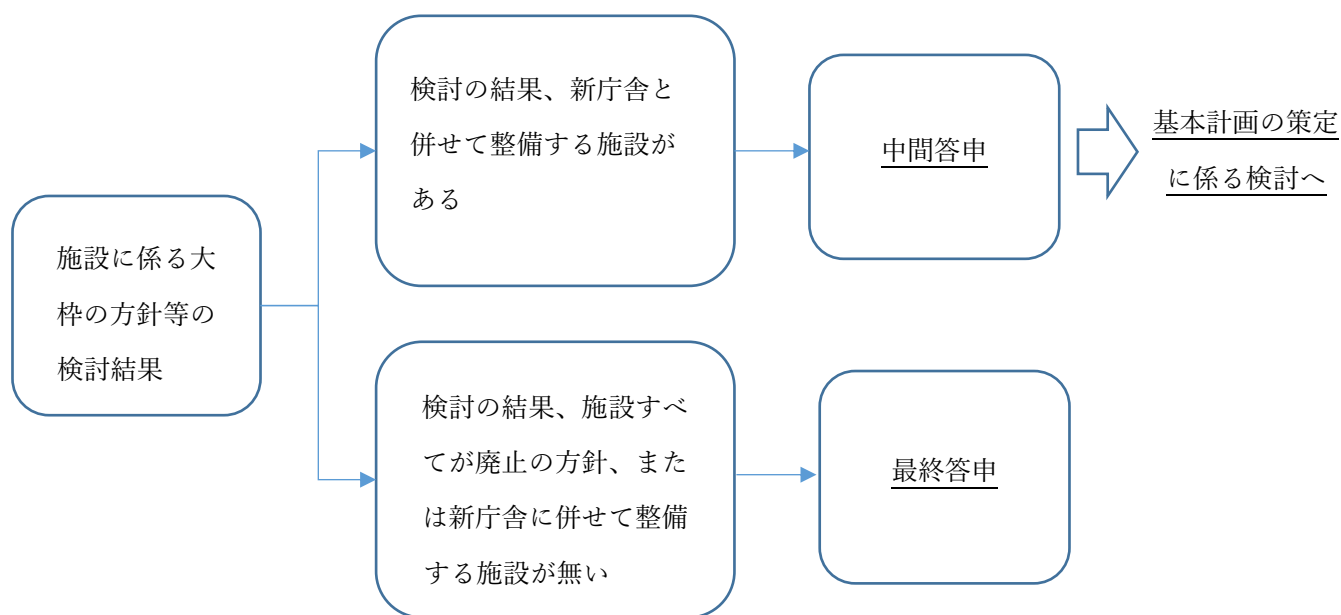
## 2 答申と基本計画について

### (1) 答申について

検討の結果、新庁舎に併せて整備することとした施設があった場合は、これまでの検討内容（各施設に係る存続・廃止・整備方針）について町へ中間答申を行っていただきます。

なお、検討の対象となる施設が廃止（機能含）とする方針となった場合または新庁舎と併せて整備する施設が無い場合は、町へ最終答申を行っていただき、あり方検討委員会の検討は終了となります。（図2参照）

(図2) 答申に係る過程



## (2) 基本計画について

今回、新庁舎に併せて整備することとした施設については、基本計画の策定に係る検討へと進んでいただきます。

なお、基本計画はあり方検討委員会からその内容に係る答申を受けて町が策定するため、委員の皆様には、事務局が作成する基本計画素案の記載事項に関して、委員の皆様からご意見をいただきながら、町への答申をまとめていただきます。

【参考】※基本計画策定後、工事実施までの過程は図3のとおり

基本計画・・・設計書を作成するために必要となる基本的な条件（例：整備地、施設配置、大まかな規模など）や検討事項（例：機能、設備など）を記載したもの  
 基本設計・・・フロア配置や導入する設備・機能、大まかな施設規模や構造などの条件を整理し、実施設計を行うための基本となる事項を記載したもの  
 実施設計・・・基本設計に基づいて、工事を行うための建築資材や導入設備の数量を計上し、建築工事の受注者が工事価格の算出や工事を進めていくために必要となる事項について記載したもの

(図3) 工事実施までの過程

